

## 美濃加茂市個人情報保護条例

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自己に関する<u>個人情報</u>の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、適正な個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>議会及び公営企業</u>をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自己に関する<u>個人情報等（以下「自己情報」という。）</u>の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、適正な個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u>）であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。</u></p>

以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 情報提供等記録 特定個人情報のうち番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(10) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。

(11) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個

(3) 個人情報等 個人情報に該当しない特定個人情報を含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 特定個人情報のうち番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護が重要であることを認識し、適正な個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（個人情報の保有の制限等）

第6条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報等の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報等の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報等の保護が重要であることを認識し、適正な個人情報等の取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報等の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集、保管又は利用（以下「収集等」という。）に当たっては、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲で取り扱わなければならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、利用目的を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は美濃加茂市個人情報保護審査会（第24条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項

(3) その他基本的人権を損なうおそれがあると認められる事項

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、当該個人情報の帰属する者（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) (略)
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) (略)
- (4) 個人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が<u>美濃加茂市個人情報保護審査会(第24条第1項を除き、以下「審査会」という。)</u>の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が<u>審査会</u>の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>
<p>3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して個人情報を本人以外のものから収集した場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>本人の代理人</u>が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。</p>	<p>4 <u>本人又はその代理人</u>が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。</p>
<p>5 <u>実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めのあるとき又は審査会の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)</p>	<p>(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)</p>
<p>第8条 実施機関は、<u>法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第13条の6、第15条、第16条及び第19条において同じ。)</u>を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>第8条 実施機関は、<u>個人情報等(特定個人情報を除く。)</u>の収集等の目的を超えた利用(以下「<u>目的外利用</u>」という。)<u>又は実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)</u>をしてはならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに<u>該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供をすることができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに<u>該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。</u></p>

<p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等の定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) <u>人</u>の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人</u>の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p>
<p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。</p>	<p>第8条の2 実施機関は、<u>特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的</u>以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合</u>であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合</u>であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、<u>特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的</u>のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。</p>
<p>3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>4 実施機関は、個人の権利利益を保護するた</p>	

め特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報の管理責任者を定めるとともに、保有個人情報の適正な管理のため次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- (2) 保有個人情報を常に正確かつ最新のものとする。

2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、廃棄又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集、保管又は利用（以下「収集等」という。）に係る事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報その他規則で定めるものについては、この限りでない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報等の収集等をするときは、個人情報等の管理責任者を定めるとともに、個人情報等の適正な管理のため次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (2) 個人情報等を常に正確かつ最新のものとする。

2 (略)

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報その他規則で定めるものについては、この限りでない。



<p>(1) 事務の名称</p> <p>(2) 事務の目的</p> <p>(3) 個人情報の記録項目</p> <p>(4) 個人情報の対象者の範囲</p> <p><u>(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p><u>(6) 個人情報の管理責任者</u></p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(7) その他規則で定める事項</u></p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p>2 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報の収集等に係る事務について、個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以降において、前項の規定の登録をすることができる。</p>	
<p>4 実施機関は、前2項の規定による登録をしたときは、当該登録をした事項を審査会に報告するとともに、公表するものとする。</p>	
<p>(特定個人情報保護評価)</p>	<p>(特定個人情報保護評価)</p>
<p>第11条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第11条の2 (略)</p>
<p>(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p>	<p>(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p>
<p>第11条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第11条の3 (略)</p>
<p>(1) 特定個人情報ファイルの名称</p>	

- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
  - (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
  - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
  - (8) 第13条、第14条又は第16条の2の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
  - (10) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起

- 若しくは維持のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
  - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
  - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
  - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - (8) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル
  - (9) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル
  - (10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定

個人情報ファイル

- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条の4 (略)

ばすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(電子計算組織結合の制限)

第12条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 実施機関が、審査会の意見を聞いて公益上特に必要と認めたとき。

(開示の請求)

第13条 市民は、保有個人情報のうち、自己を本人とする保有個人情報の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を当該実施機関に対して請求することができる。

(電子計算組織結合の制限)

第12条 (略)

(開示の請求)

第13条 市民は、実施機関の保有している自己情報の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を当該実施機関に対して請求することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないと認められるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 前項に規定する開示を請求した者以外の者の個人情報を含む情報であって、開示することにより、当該開示を請求した者以外の者の正当な利益が損なわれると認められるもの
- (4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等

又は当該事業を営む個人の競争上の地位  
その他正当な利益が明らかに損なわれる  
と認められるもの（ただし、公益上、開示  
することが必要であると認められるもの  
を除く。）

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は  
市と国等（国、独立行政法人等、他の地方  
公共団体、地方独立行政法人又はこれらに  
準ずる団体をいう。以下同じ。）との間に  
おける調査、研究、検討、審議等の意思形  
成過程における情報であつて、開示するこ  
とにより公正又は適正な意思形成に著し  
い支障が生ずると認められるもの

(6) 市と国等との間における照会、回答、  
依頼、委任、協議等により作成し、又は取  
得した情報であつて、開示することによ  
り、国等との信頼関係が著しく損なわれる  
と認められるもの

(7) 市又は国等の機関が行う監査、検査、  
取締りの計画又は訴訟若しくは交渉の方  
針、用地買収計画その他の事務若しくは事  
業に関する情報であつて、開示することによ  
り、当該事務若しくは事業の公正又は適  
正な執行を著しく妨げるおそれのあるも  
の

(8) 開示することにより、個人の生命、身  
体、財産等の保護その他公共の安全と秩序  
の維持に支障が生ずるおそれのある情報

3 実施機関は、個人情報に前項各号のいづれ  
かに該当する自己情報とそれ以外の自己情  
報とが併せて記録されている場合において、  
これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨が  
損われない程度に合理的に分離できるとき  
は、同項各号のいづれかに該当する部分を除  
いて、開示しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条の2 実施機関は、開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、開示することができないと認められるもの

(2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示請求をした者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求をした者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求をした者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法

人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他政党な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、開示するこ



とにより公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(部分開示)

第13条の3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容

易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求をした者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求をした者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第13条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第13条の5 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第13条の6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、

第7条第2項第4号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正の請求）

第14条 市民は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実ではないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（消去の請求）

第15条 市民は、自己を本人とする保有個人情報が第6条に規定する制限を超えて収集等され、又は第7条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、実施機関に対しその消去を請求することができる。

（目的外利用及び外部提供の停止の請求）

第16条 市民は、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用

（訂正の請求）

第14条 市民は、実施機関が保有している自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、実施機関に対しその訂正を請求することができる。

（消去の請求）

第15条 市民は、実施機関が保有している自己情報（特定個人情報を除く。次条において同じ。）が第6条に規定する制限を超えて収集等され、又は第7条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、実施機関に対しその消去を請求することができる。

（目的外利用及び外部提供の停止の請求）

第16条 市民は、実施機関が保有している自己情報が第8条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の停止を請求することができる。

の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき  
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(特定個人情報の利用停止の請求)

第16条の2 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第7条第2項の規定に違反して収集されたとき。
- (2) 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき。
- (3) 第8条の2第2項の規定に違反して利用されたとき。
- (4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録したとき。
- (6) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき。

2 市民は、当該特定個人情報を保有する実施

(特定個人情報の利用停止の請求)

第16条の2 市民は、自己情報のうち特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

2 市民は、当該特定個人情報を保有する実施

機関が第8条第2項又は第8条の3の規定に違反して特定個人情報を外部に提供されていると思料するときは、その実施機関に対し、外部提供の停止を請求することができる。

(法定代理人等による請求)

第17条 保有個人情報にあつては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって第13条に規定する開示、第14条に規定する訂正、第15条に規定する消去、第16条に規定する目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止の請求をすることができる。

2 保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）は本人に代わって第13条に規定する開示、第14条に規定する訂正、第16条の2に規定する利用停止の請求をすることができる。

(開示等の請求の方法)

第18条 第13条、第14条、第15条、第16条及び第16条の2に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示等の請求をしようとする者は、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示等の請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示等の請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示

機関が第8条第2項又は番号法第19条の規定に違反して特定個人情報を外部に提供されていると思料するときは、その実施機関に対し、外部提供の停止を請求することができる。

(法定代理人等による請求)

第17条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。) は、本人に代わって第13条第1項に規定する開示、第14条に規定する訂正、第15条に規定する消去、第16条に規定する目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止 (以下「自己情報の開示等」という。) の請求をすることができる。

(自己情報の開示等の請求の方法)

第18条 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

請求に係る保有個人情報を特定するに足  
りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関  
が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備がある  
と認めるときは、開示等の請求をした者（以  
下「開示請求者」という。）に対し、相当の  
期間を定めて、その補正を求めることができ  
る。

(利用等の停止)

第19条 実施機関は、前条の規定により、自  
己を本人とする保有個人情報の開示等の請  
求をしようとする者から保有個人情報の訂  
正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停  
止又は利用停止の請求があったときは、次条  
の規定による決定をするまでの間、当該保有  
個人情報の利用又は目的外利用若しくは外  
部提供を停止しなければならない。ただし、  
停止によって実施機関の正当な職務執行に  
支障が生じる場合は、この限りでない。

(開示等の請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、第18条に規定する請  
求書の提出があったときは、当該請求書を受  
け付けた日から起算して開示の請求にあつ  
ては15日以内（特定保有個人情報に係る開  
示の請求にあつては30日以内）に、訂正、  
消去、目的外利用若しくは外部提供の停止又  
は利用停止の請求にあつては30日以内に  
当該請求に係る保有個人情報の開示等の諾  
否の決定をしなければならない。ただし、第  
18条第2項の規定により補正を求めた場  
合にあつては、当該補正に要した日数は、当  
該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速  
やかに、書面により当該決定の内容を、請求

(自己情報の利用等の停止)

第19条 実施機関は、前条の規定により、自  
己情報の開示等の請求をしようとする者か  
ら自己情報の訂正、消去、目的外利用若しく  
は外部提供の停止又は利用停止の請求があ  
ったときは、次条の規定による決定をするま  
での間、当該自己情報の利用又は目的外利用  
若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な  
職務執行に支障が生じる場合は、この限りで  
ない。

(自己情報の開示等の請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、第18条に規定する請  
求書の提出があったときは、当該請求書を受  
け付けた日から起算して開示の請求にあつ  
ては15日以内（特定個人情報に係る開示の  
請求にあつては30日以内）に、訂正、消去  
又は停止若しくは利用停止の請求にあつて  
は30日以内に当該請求に係る自己情報の  
開示等の諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速  
やかに、書面により当該決定の内容を、請求

書を提出した者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。ただし、当該請求書を受け付けた日に、請求に係る保有個人情報の開示の決定等をし、当該保有個人情報の開示等をするときは、この限りでない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受け付けた日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、保有個人情報の開示等をしない旨の決定（第13条の2の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。

（開示等の方法）

第21条 実施機関は、保有個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

3 実施機関は、保有個人情報を閲覧させることにより当該保有個人情報が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第13条の2の規定により保有個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該保有

書を提出した者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。ただし、当該請求書を受け付けた日に、請求に係る自己情報の開示の決定をし、当該自己情報を開示するときは、この限りでない。

3 （略）

4 実施機関は、自己情報の開示等をしない旨の決定（第13条第3項の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、第2項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。

（自己情報の開示等の方法）

第21条 実施機関は、自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該自己情報の開示をしなければならない。

2 自己情報の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第13条第3項の規定により自己情報の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写し

個人情報の写しにより開示することができる。

- 4 実施機関は、保有個人情報の訂正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、その旨の必要な措置を講じなければならない。

(費用負担)

第22条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条の2 保有個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は保有個人情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第23条 実施機関は、保有個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は保有個人情報の開示等の請求に係る不作為に関し、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(保有個人情報の開示について第三者から反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除

により開示することができる。

- 4 実施機関は、自己情報の訂正、消去、目的外利用若しくは外部提供の停止又は利用停止をする旨の決定を行ったときは、速やかに、その旨の必要な措置を講じなければならない。

(費用負担)

第22条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条の2 自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第23条 実施機関は、自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に関し、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合(個人情報の開示について第三者から反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)



く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の目的外利用及び外部提供の停止をすることとする場合

(6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第24条 第11条の2の規定により意見を述べ、又は前条に規定する諮問に応じて審査をするため、美濃加茂市個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査のほか、個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもってこれを組織する。

4 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会は、審査のため必要があると認めた場合には、審査請求人、実施機関の職員その

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の消去をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の目的外利用及び外部提供の停止をすることとする場合

(6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第24条 (略)

2～5 (略)

6 審査会は、審査のため必要があると認めた場合には、不服申立人、実施機関の職員その

他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(受託者の義務)

第25条 実施機関から個人情報に係る業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報に係る業務を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託者又は受託者であった者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(指定管理者の義務)

第25条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行うこととされた指定管理者(以下「指定管理者」という。)が個人情報を取り扱う場合については、当該管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者に対し、個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 指定管理者若しくは指定管理者であった

他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

7・8 (略)

者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(他の法令との調整等)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により個人情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正、消去又は目的外利用若しくは外部提供の停止に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、市の図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している個人情報については、適用しない。

(市長の調整)

第27条 市長は、この条例に基づく個人情報保護制度の運営に関し、他の実施機関と調整を図るものとする。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年1回、各実施機関の自己情報の開示等について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第30条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したものをいい、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したもの

(他の法令との調整等)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により個人情報等(特定個人情報を除く。)の開示、訂正、消去又は停止に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 (略)

(市長の調整)

第27条 (略)

(実施状況の公表)

第28条 (略)

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第30条 (略)

<p>を含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 実施機関の職員又は職員であった者</p> <p>(2) 受託者の業務に従事している者又は従事していた者</p> <p>(3) 指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者</p> <p>第31条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>個人情報</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条又は第31条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第34条 第30条から前条までの規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。</p> <p>第35条 偽りその他不正の手段により、<u>開示の決定</u>に基づく<u>自己情報</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第31条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>個人情報等</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第35条 偽りその他不正の手段により、<u>開示決定</u>に基づく<u>個人情報等</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。</p> <p>(美濃加茂市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)</p> <p>2 美濃加茂市電子計算組織に係る個人情報</p>	

の保護に関する条例(昭和58年美濃加茂市条例第22号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定の手続を経たものとみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等に係る事務の届出については、第11条第2項中「個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報の収集等に係る事務で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」と読み替えて同項を適用する。